

2019年度決算の傾向とその分析結果について

年金信託部 数理企画チーム

弊社が総幹事をお引き受けしている確定給付企業年金の2019年度決算結果の概要及び財政検証結果の傾向をご報告いたします。また、当該検証の分析結果についてもご紹介いたします。

1. 確定給付企業年金・財政決算結果の概要

弊社総幹事先のうち、2020年3月末決算の確定給付企業年金制度につき結果をとりまとめしております。

(1) 剰余・不足の発生状況

全体のうち94%の制度にて当年度に不足が発生いたしました。その主な要因は、新型コロナウイルスの感染拡大による運用環境の悪化を背景とした運用収益差(利差損)によるものであり、時価ベース利回り△2.3%(平均値)は予定利率2.4%(平均値)を下回っております【図表1】。なお、足下では株式市場の回復もあり財政状況は3月末から改善しているものと推測します。

図表1 当年度の不足発生割合及び時価ベース利回り(平均値)

決算期	当年度に不足が発生した制度の割合	時価ベース利回り(平均値)	予定利率(平均値)
2020/3末	94%	△2.3%	2.4%

(2) 継続基準による積立水準の傾向

継続基準による積立水準の検証は、純資産額と責任準備金を比較して次の判定を行います。

【継続基準による積立水準の検証】

純資産額 < 責任準備金 ⇒ 継続基準に抵触

【財政再計算の実施要否の検証】

数理上資産額^(※) + 許容繰越不足金 < 責任準備金

⇒ 財政再計算の実施が必須

(※) 積立金の評価に時価方式を用いている場合、純資産額と同額になります。

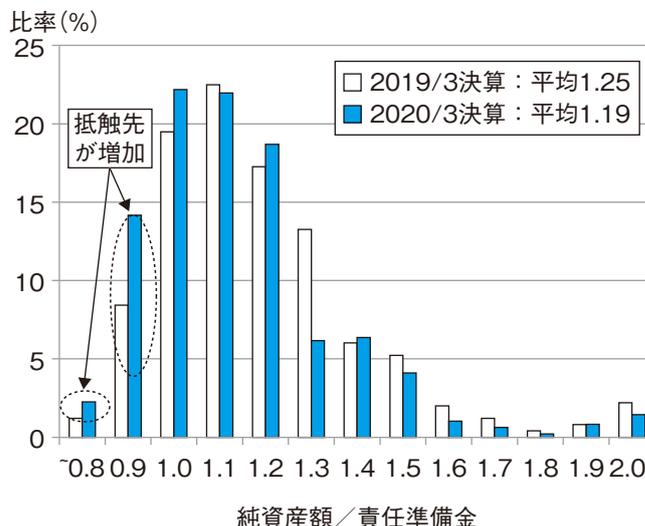
継続基準の積立水準(平均値)は1.19となっており、運用収益差(利差損)の影響により前年の1.25から0.06低下しております。また、継続基準に抵触している制度の割合は16%と前年から6%増加し、財政再計算の実施が必要な制度も発生しております(前年は該当なし)【図表2及び図表3】。

図表2 継続基準による積立水準の検証

決算期	純資産額÷責任準備金(平均値)	継続基準抵触割合	財政再計算の実施が必要な制度の割合
2020/3末	1.19	16%	0.4%
2019/3末	1.25	10%	0.0%
増減	△0.06	+6%	+0.4%

※集計対象約510件のうち、新財政運営基準に移行している制度は約280件

図表3 継続基準の水準検証(3月末決算)



(例) グラフ中「1.0」の欄は「積立水準1.0以上1.1未満」の割合を示しています。

なお、新財政運営基準に移行している制度では、純資産額が従来の責任準備金(=数理債務-特別掛金収入現価-リスク対応掛金収入現価)を超えた一定額(財政悪化リスク相当額)の範囲で変動している部分は当年度の不足(又は剰余)と認識されません^(※)。

(※) 決算時においては別途積立金として認識されませんが、財政再計算時に従来と同様に別途積立金として認識することが出来ます。

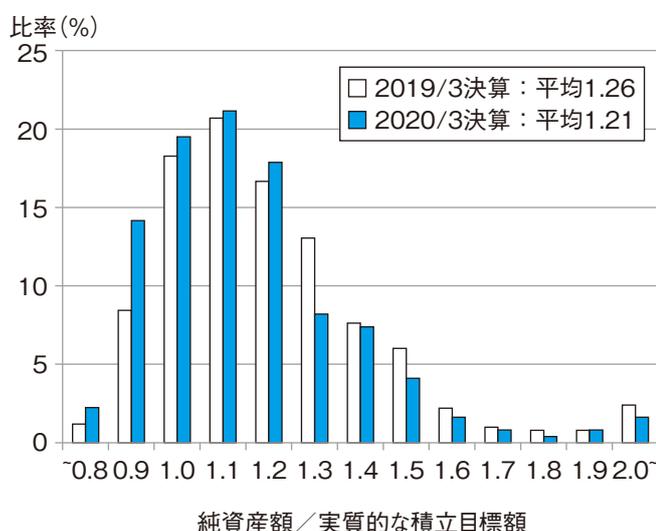
そのため、責任準備金ではなく決算時点での「実質的な積立目標額(=従来の責任準備金)」と純資産額の比を確認してみると、運用環境の悪化の影響で、「純資産額÷実質的な積立目標額」の平均値は前年比で0.05低下しておりますが、その傾向は前述の継続基準と概ね同様であり、新財政運営基準移行先と未移行先の積立水準に特筆すべき差はないことが分かります【図表4及び図表5】。

2019年度決算の傾向とその分析結果について

図表4 実質的な積立水準の検証

決算期	純資産額÷ 実質的な積立目標額 (平均値)	純資産額が実質的な 積立目標額を 下回っている割合
2020/3末	1.21	16%
2019/3末	1.26	10%
増減	△0.05	+6%

図表5 実質的な積立水準の検証(3月末決算)



(例) グラフ中「1.0」の欄は「積立水準1.0以上1.1未満」の割合を示しています。

(3) 非継続基準による積立水準の傾向

非継続基準による積立水準の検証は、純資産額と最低積立基準額を比較して次の判定を行います。

【非継続基準による積立水準の検証】

純資産額 < 最低積立基準額

⇒ 非継続基準に抵触(追加掛金の算定が必要)

ただし、「純資産額 ≥ 最低積立基準額 × 0.90」かつ過去3事業年度のうち2事業年度以上で、「純資産額 ≥ 最低積立基準額」を満たす場合は、非継続基準に抵触していないものとして取り扱う。

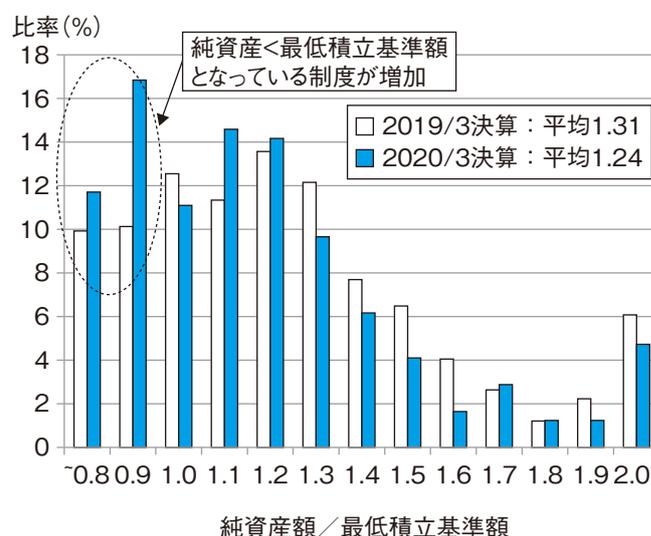
非継続基準の積立水準(平均値)は1.24と前年の1.31から0.07低下しております。2020/3末で「純資産額<最低積立基準額」となっている制度の割合は29%と前年から9%の大幅増加となっており、非継続基準に抵触している制度(前記に加えて過去3事業年度の積立要件に未達)の割

合も18%と前年から2%の増加となっております【図表6及び図表7】。

図表6 非継続基準による積立水準の検証

決算期	純資産額÷ 最低積立基準額 (平均値)	純資産額が最低 積立基準額を 下回っている割合	非継続基準 抵触割合
2020/3末	1.24	29%	18%
2019/3末	1.31	20%	16%
増減	△0.07	+9%	+2%

図表7 非継続基準の積立水準の検証(3月末決算)



(例) グラフ中「1.0」の欄は「積立水準1.0以上1.1未満」の割合を示しています。

非継続基準の積立水準が低下した要因としては、継続基準と同様に運用環境の悪化を背景とした純資産額の減少に加えて、最低積立基準額の算定に用いる予定利率の低下による最低積立基準額の増加が挙げられます。

具体的には、最低積立基準額は最低保全給付(基準日までの加入者期間に係る給付)を割引くことによって算定しますが、その割引に用いる予定利率は継続基準(責任準備金を算定する予定利率)とは異なり、30年国債応募者利回りの過去5年間の実績値に基づき毎年見直されます。近時の国債利回りの低下は、今後の最低積立基準額の増加要因となるため、現時点で非継続基準に抵触してなくても、今後の積立水準の低下に注意が必要です【図表8】。一方で、特別掛金の前倒し、特例掛金もしくはリスク対応掛金の拠出は非継続基準の積立水準の改善要因となるため、予め計画的に拠出を行うことで事前に積立水準の低下に備えている制度も増加しております。

2019年度決算の傾向とその分析結果について

図表8 最低積立基準額の算定に用いる予定利率の推移

決算期	予定利率
2018/4末～2019/3末決算	1.24%
2019/4末～2020/3末決算	1.05%
2020/4末～2021/3末決算	0.81%
2021/4末～2022/3末決算(※)	0.63%
2022/4末～2023/3末決算(※)	0.63%
2023/4末～2024/3末決算(※)	0.57%
2024/4末～2025/3末決算(※)	0.51%
2025/4末～2026/3末決算(※)	0.53%

(※)2021年4月末決算以降は「2020年の30年国債応募者利回りの1年平均(0.530%)」が今後とも継続すると仮定した執筆時点の予測値

(4) 積立超過基準による積立水準の傾向

積立超過基準による積立水準の検証は、数理上資産額と積立上限額を比較して次の判定を行います。

【積立超過基準による積立水準の検証】

数理上資産額 > 積立上限額

⇒ 積立超過基準に抵触(掛金引き下げ(※1))が必要

(※1)通常の掛金額から積立超過額に相当する額を控除

なお、積立上限額は、次のいずれか大きい額に1.5を乗じた額としております。

- ・積立上限額算定用の数理債務(※2)

- ・最低積立基準額

(※2)以下の基礎率を使用

- ・予定利率:基準日における下限予定利率

- ・死亡率:基準日における基準死亡率に法令で定める率を乗じた率

下限予定利率(2019年度決算では0.0%を使用)などの保守的な基礎率を用いて積立上限額算定用の数理債務を算定するため、基準値となる積立上限額は数理債務や最低積立基準額に対して高水準(今回の算定対象では平均3倍程度)の額となります。

したがって、積立水準が良好である近時の状況において積立超過基準に抵触した制度は非常に少なく、また、積立超過に抵触した先を確認すると、全て受給者のみの閉鎖型で掛金を拠出していない制度であり、実際に掛金の控除を行った制度は結果的に存在していません。

2. 積立水準の低下を抑制できた制度の特徴

2019年度決算では、前述のとおり多くの制度において運用収益差(利差損)の影響により積立水準が低下している傾向が見られましたが、ここでは特に積立水準の低下を抑制できた制度の特徴についてご紹介します。

(1) 予定利率と時価ベース利回りの関係

多くの制度において積立水準が低下する傾向が見られる中で、特に予定利率を高く設定して資産運用されていた制度においては、時価ベース利回りの下振れが顕著であり、積立水準が低下する傾向が見られました。一方で、予定利率を低く設定して資産運用をされていた制度においては、時価ベース利回りの下振れが小さく、相対的に積立水準の低下が抑制されていたことが確認できます【図表9】。

図表9 予定利率ごとの時価ベース利回り

	予定利率 1.5% 未満	予定利率 1.5% 以上 2.0% 未満	予定利率 2.0% 以上 2.5% 未満	予定利率 2.5% 以上 3.0% 未満	予定利率 3.0% 以上 3.5% 未満	予定利率 3.5% 以上
上位1%	1.3%	1.5%	1.8%	3.8%	1.0%	△0.2%
上位10%	0.3%	0.4%	△0.2%	△0.7%	△0.5%	△0.8%
上位25%	△0.1%	△0.6%	△1.2%	△1.6%	△1.7%	△2.0%
中央点	△1.1%	△1.3%	△2.1%	△2.4%	△3.0%	△2.7%
下位25%	△2.1%	△2.3%	△2.9%	△3.5%	△4.1%	△4.4%
下位10%	△2.7%	△2.9%	△3.7%	△4.3%	△4.8%	△4.8%
下位1%	△3.1%	△4.7%	△6.0%	△6.6%	△6.4%	△6.0%
平均値	△1.0%	△1.4%	△2.1%	△2.5%	△2.8%	△3.0%

(2) リスク対応掛金拠出の有無と積立水準の関係

継続基準の検証について前年比で0.06低下していたのに対して、2019年度にリスク対応掛金の拠出を行った制度では積立水準の低下は見られませんでした。これは、リスク対応掛金の拠出を行った制度の多くは新財政運営基準において別途積立金を超える水準の実質的な剰余の状態であり、当年度の運用収益差(利差損)の影響を受けても引き続き別途積立金を超える水準の実質的な剰余の状態を維持しているために、積立水準としても健全な状態が維持されたものと考えられます【図表10】。

図表10 継続基準による積立水準の検証

決算期	純資産額÷責任準備金 (平均値)	
	2019年度にリスク対応 掛金の拠出を行った制度	全体
2020/3末	1.18	1.19
2019/3末	1.18	1.25
増減	0	△0.06

2019年度決算の傾向とその分析結果について

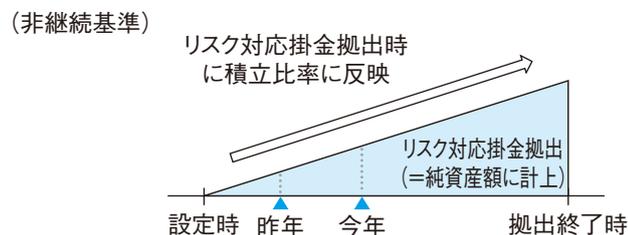
また、非継続基準の検証についても確認したところ、弊社幹事先全体では前年比で0.07低下していたのに対して、2019年度にリスク対応掛金の拠出を行った制度では前年比で0.02の低下にとどまっています【図表11】。

図表11 非継続基準による積立水準の検証

決算期	純資産額÷最低積立基準額 (平均値)	
	2019年度にリスク対応掛金の拠出を行った制度	全体
2020/3末	1.31	1.24
2019/3末	1.33	1.31
増減	△0.02	△0.07

このように、リスク対応掛金の拠出により、継続基準・非継続基準の双方で積立水準の低下抑制効果が働いていることが確認できます。なお、継続基準ではリスク対応掛金設定時に将来の掛金を含めて積立水準に反映されること、非継続基準ではリスク対応掛金を拠出した時点で積立水準に反映される点で両者には相違があります【図表12】。

図表12 リスク対応掛金の設定とその効果のイメージ



3. 予定利率の変更及びリスク対応掛金の導入状況等

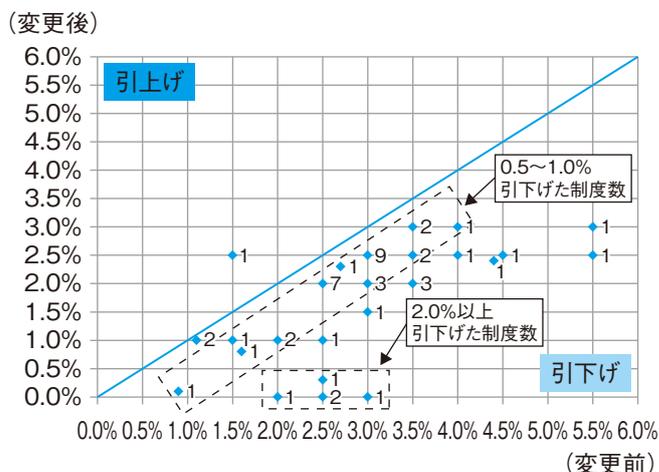
前記「2.」で、予定利率の水準及びリスク対応掛金の拠出有無が積立水準低下抑制と密接に関わりがあることを確認しましたが、ここでは弊社幹事先における足元の予定利率の変更状況及びリスク対応掛金の導入状況についてご紹介します。

(1) 予定利率の変更状況

まず、予定利率の変更状況ですが、過去1年間(2019年10月～2020年9月)で48制度について予定利率を変更しており、中でも予定利率を0.5%～1.0%程度引き下げた制度が多いことが確認できます。特に予定利率を3.0%から2.5%、あるいは予定利率2.5%から2.0%に引き下げた制度が多く、中には2.0%以上予定利率を引き下げている制度もあることが確認できます【図表13】。

図表13 1年間で予定利率を変更した制度の内訳

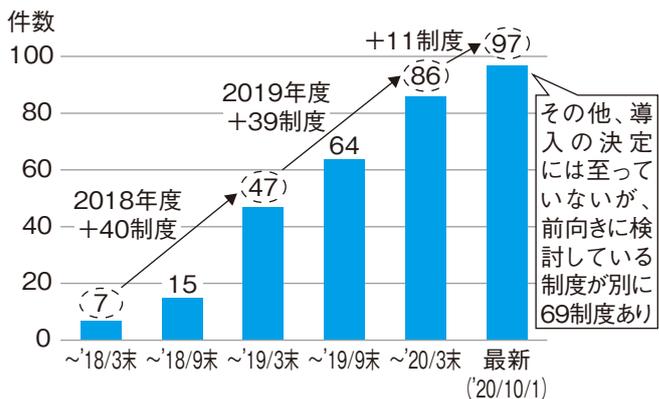
過去1年間に予定利率を変更した制度の内訳(48件)



(2) リスク対応掛金の導入状況

次に、リスク対応掛金の導入制度数を確認すると、2020年度は4月から10月までの半年間で新たに11制度でリスク対応掛金を導入しており、2018年の+40制度、2019年度の+39制度と比較するとその伸びのスピードが緩やかになっています。一方で、足元ではリスク対応掛金の試算依頼の制度数は69制度まで積み上がっており、引き続き検討を進めている制度が相応にあることが確認できます【図表14】。

図表14 リスク対応掛金の導入状況



2019年度決算の傾向とその分析結果について

このように予定利率の引下げ又はリスク対応掛金の導入を実施又は検討されている制度が一定数あります。なお、この予定利率の引下げやリスク対応掛金の導入が積立水準低下抑制のために多く見られる対応策となりますが、その他、非継続基準の積立不足に対する掛金(特例掛金)を前倒しで拠出することも積立水準の改善につながります。

(3) その他(掛金設定に関する弾力化措置等)

追加掛金の設定は年金財政の健全性の観点から望ましいものの、近時では新型コロナウイルス感染拡大に伴う企業の経営状況の悪化を受けた掛金引上げ猶予等の弾力化措置も設けられています【図表15】。

そのため、財政状況の健全性だけではなく企業の状況・ニーズを踏まえて、必要に応じて追加掛金を抑制する対応策を検討することも重要な選択肢の一つと考えられます。実際、弊社総幹事先の中でもこのような対応策を検討している制度もあり、各制度の財政状況の健全性のみでなく母体企業の経営環境も踏まえた長期的な目線で財政運営を行うことが、制度の持続可能性を高めることにも繋がり、従業員の安心感にも寄与するものと考えます。

以上

図表15 掛金設定に関する弾力化措置

弾力化措置	内容
掛金の引上げ猶予	財政再計算または財政検証の結果、2021年4月1日から2022年3月31日までの間に掛金(標準掛金・特別掛金・特例掛金・リスク対応掛金)の引上げが必要となった場合で、かつ事業所の経営状況が悪化したことにより事業主が掛金を拠出することに支障があると見込まれる場合には、その掛金の引上げを最大1年間猶予することが可能
下方回廊方式の適用	2020年3月31日から2022年3月31日までの間の日を事業年度末とする財政検証において継続基準に抵触した場合、償却すべき過去勤務債務の額は、その額から許容繰越不足金の全部又は一部を控除した額とすることが可能

また、非継続基準に係る特例掛金の設定については、予てより一定程度の自由度が与えられています【図表16】。

図表16 特例掛金設定における選択肢

	内容
特例掛金設定における選択肢	最低積立基準額算定用の予定利率に0.5%以内の加減が可能(率を加算した場合には、最低積立基準額が小さく評価され、非継続基準の積立水準が上昇)
	特例掛金を算定する際に、翌年度の積立金増加見込み額について、予定利率ではなく直近の運用実績を用いて運用収益を見込むことが可能
	上記の組み合わせ

(2021年3月作成)

本資料は、作成時点において三井住友信託銀行が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性、確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。